校区外通学について

串間市立小中学校には、それぞれ校区が定められていますので、<u>原則としてみなさんの住所の属する校区の学校に通学</u>することになります。ただし、<u>保護者の申立</u>により、通学する学校を変更することもできます。

<u>別表 1「校区外通学許可基準」に該当し、教育上適当であると認められるときは、</u> 定められた校区以外の学校に入学又は通学することができます。これを「校区外通 学」と言います。

「校区外通学」を希望する児童・生徒の保護者は、教育委員会で校区外通学許可申請を行い、許可を受けてください。その際、<u>希望する許可事項により必要書類が</u>異なりますので、ご注意ください。

なお、新1年生につきましては、入学する年の1月末までに校区の学校の入学通知書をお送りしますので、一度、その通知書をお受け取りになられて以降の受付となります。

その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

□校区外通学許可までの流れ

- ①教育総務係でご相談に応じ、校区外通学許可申請書に添付書類を添えて申請します。
- ②必要に応じて調査します。
- ③相当と認められる場合は、毎月末に開かれる教育委員会定例会で審議します。
- ④学校長を通じて許可書を送付します。

□校区外通学許可申請受付・お問合せ先

受付・お問合せは随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

T888-8555

串間市大字西方5550番地

串間市教育委員会 学校政策課教育総務係

電話 72-1111 (内線375)

別表 1 校区外通学許可基準

No.	許可事項	摘要	添付書類	許可期限
1	最終学年	小学6年生及び中学3年生時に校	市民生活課及び各	卒業まで(弟又
		区外に転居した場合。同一学校内	支所で発行された	は妹はその学年
		に弟又は妹がいる場合には、当該	転入学通知書	末まで)
		弟又は妹についても許可できる。		
2	学期途中	学期途中に校区外に転居した場合	市民生活課及び各	学卒業まで
			支所で発行された	
			転入学通知書	
3	身体的理由	身体虚弱又は通院治療を要する場	診断書(1年更新)	学卒業まで
		合等、通院、通学に便利な学校へ		
		通学する場合		
4	両親の共働き、	保護者が就労又は自営業のため、	勤務証明書	学卒業まで
	出店	下校後、家庭に保護監督する者が	営業証明書	
		いない場合		
5	転居予定	住家の新・改築のため、短期間校区	建築許可証	その期間まで
		外から通学する場合		
6	特別支援学級	指定した学校に特別支援学級が開	理由書	卒業まで
		設されていないため、開設されて		
		いる最も近い学校に通学する場合		
7	学校行事	修学旅行、体育祭等(対外試合を	理由書	最終日まで
		除く)、その行事が終わるまで		
8	いじめ及び不登	いじめ等、指定校に通学すること	理由書	その期間(長期
	校	により、本人の精神面に多大な負		の場合、1年更
		担を与えており、現に不登校状態		新)
		にある場合。又は不登校の可能性		
		がある場合		
9	通学の利便性及	指定校よりも隣接校の方が、通学	理由書	卒業まで
	び地理的理由	距離が短い場合		
10	部活動	希望する部活動が指定校にないな	理由書	卒業まで
		ど、部活動に特別に配慮を要する		
		個別具体的な理由がある場合		
11	その他の特殊事	両親の離婚、転勤等による世帯分	理由書	その期間(長期
	情	離等、真にやむを得ない事情があ		の場合、1年更
		る場合		新)

[※] 承認を受けて校区外通学をする場合は、登下校時の安全等については、各家庭で責任を 持って確保していただくこととなります。